

お 願 い

この度は、工事下請注文書をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、工事下請注文書をご使用になる際、“履行遅滞の遅延利息”と“過払の返還利息”の%欄は 2.5 と記入してください。

利息の率は、下記の財務省告示を参考に決めています。

本来でしたら、利息の率は工事下請注文書に印刷しておくべきですが、下記の変遷のとおり、直近の数年は毎年のように改正されていますので、あらかじめ印刷しておくことができません。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める財務省告示の変遷

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定 8.25%



平成	25 年 4 月 1 日	3.0
	26 年 4 月 1 日	2.9
	28 年 4 月 1 日	2.8
	29 年 4 月 1 日	2.7
令和	2 年 4 月 1 日	2.6
令和	3 年 4 月 1 日	2.5

また、平成 26 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に作成される建設工事請負契約書については、印紙税が軽減されることが国税庁より発表されております。

金額は以下の通りとなり、注文請書の裏面にも記載しております。

	200 万円以下	200 円
200 万円超	300 万円以下	500 円
300 万円超	500 万円以下	1 千円
500 万円超	1 千万円以下	5 千円
1 千万円超	5 千万円以下	1 万円
5 千万円超	1 億円以下	3 万円
1 億円超	5 億円以下	6 万円
5 億円超	10 億円以下	16 万円
10 億円超	50 億円以下	32 万円
50 億円超		48 万円

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。